
 シンポジウム

診療情報の提供における諸問題

Several Problems Concerning Disclosure of Medical Records for the Patient

第 561 回新潟医学会

日 時 平成12年 7月15日(土) 午後2時から

会 場 新潟大学医学部 有壬記念館

司 会 木村 明 (日本診療録管理学会理事長)

演 者 倉品克明 (県医師会長), 渡辺悌三 (県医師会理事), 伊藤正一 (県医師会理事), 赤澤宏平 (医学部附属病院医療情報部教授)

発言者 長部敬一 (三条総合病院), 志賀弘司 (新潟市泌尿器科開業医)

司会 第 561 回の新潟医学会のシンポジウム, 「診療情報の提供における諸問題」ということで, 2 時間のシンポジウムを行います。今日は, お手元のプログラムにございます様に, 今, 新潟県でこの問題についてのディスカッションに 1 番ふさわしい方々 4 人にお集まりを頂きました。最初に申し上げたい事は, 診療情報の開示問題はもはや開示の是非を問う時期ではなくなっているという事です。これから色々な形に展開していく時代の要請と私共は受け止めていかねばと私は理解しています。まず, 医師会の立場から, 今年の 1 月 1 日から全国でこの診療情報の提供を, 日本医師会の大きなテーマとして取り組んで, 具体的活動を始めております。その状況について, 倉品先生からお話を伺います。次に, この診療情報の開示問題は, 患者対医療者の人間関係が親密で 1 対 1 の関係があります開業医の場合と, 組織医療を展開しております病院では随分異っていると思うのであります。そこで, 渡辺先生から開業医の立場からのお話を伺います。次に, 病院の立場という事で, 伊藤先生からお話を伺います。この開示の問題に関係して, どうも最近の医師は親切じゃない, 話をよく聞かせてくれない, 自分の病気について十分な情報が得られない, 医師が忙しがっているので聞きそびれる, という問題のある事はご承知だと思いますが, この問題をよく考えてみますと, 昔の医師より今の医師が怠け者になった訳でもないし,

不親切になった訳でもない。時代が変わり医学が進歩し, 医療の概念が非常に拡大してきたため医療情報が加速度的に増加していると申せます。そうしますと今までのように, 手で書いて, 自分の口で説明することが困難な状況があるかと考えます。これからの時代の開示問題に対応する有力なツールとして, 電子カルテが登場して参りました。そういうことで今日は最後に, 赤澤先生から電子カルテについて開示問題との関連で展開して頂くという事にいたしました。それで最初に, 2, 3 の用語について申し上げます。今日のテーマは「診療情報の提供における諸問題」は, 巷では, 患者の自己の診療記録に対する開示請求権と受け止められております。この二つは, 言葉としては違いますが, 内容に大きな違いはないと私は思います。患者の視点からは, 開示請求権となりますが, 医療者の立場からは, 情報の提供と受け止められるかと思えます。大事な事は, 医療者と患者の情報の共有でありますので, その目的達成には, 両方が協力していかななくては駄目だと考えます。今日は医療関係者だけなので, 「医療情報の提供に関する」として進めさせて頂きます。日本医師会のこのような捉え方に対して, 患者の開示請求権の否定だとの見解をとっているマスコミもあるようですが, そんな事ではないと思えます。この開示の問題は, 何も平成 9 年から急に始まってきたのではなく, 私ども医療者にとりましては, 患者との, 医

療情報の共有の問題は、昔からあったテーマでありますし、これからも色々な形で展開するテーマだと考えています。そんなことで、今日は、提供者の立場に絞っての話になるかと思いますが、ご了解頂きたいと考えております。

前置きはこの辺にして、県医師会長の倉品先生から、医師会の立場からお願いします。ディスカッションは、プレゼンテーションが全部終わってからだと思います。よろしくをお願いします。

1) 診療情報の提供における諸問題

—— 医師会の立場から ——

新潟県医師会会長 倉品 克明

Several Problems for Disclosure of the Medical Records

—— from View-Point of Medical Association ——

Yoshiaki KURASHINA

President of Niigata Medical Association

Guidance for disclosure of the medical record showed by Japan Medical Association and correspondance of Niigata Medical Association were reported.

Key words: disclosure of medical record, medical record

医療情報提供, 診療録

はじめに

診療情報の開示をめぐる議論が急展開する中で、日本医師会では昨年4月「診療情報の提供に関する指針」を制定、本年1月1日より診療記録等の情報開示が全国一斉に始まった。日本医師会の「指針」の概要について述べ、新潟県医師会の対応について報告する。

「指針」について

「指針」は医師の倫理規範であり、患者への診療情報の提供は、医師として果たすべき当然の倫理的責務であるとしている。

1. 診療情報の提供とは

1) 口答による説明

2) 説明文書の交付

3) 診療記録等の開示 閲覧, 謄写, 要約書の交付
診療情報提供は医療行為であり、1) 2) は医師が日常診療上、行っているものであるが、3) は患者側の要求があった場合である。

2. 開示を求めることができる者

1) 原則として患者本人

2) 法定代理人

未成年者の場合は、親のことをいう。代理人とってくる弁護士は別。

3) 本人からの代理権を与えられた親族

民法では6親等までというが、分かりにくいという意見が多い。

4) 現実に患者の世話をしている親族, 経験者

Reprint requests to: Yoshiaki KURASHINA,
Niigata Medical Association
Igakucyho-douri, Niigata city,
951-8581 JAPAN

別刷請求先:

〒951-8581 新潟市医学町通2番町13番地
新潟県医師会会長 倉品 克明

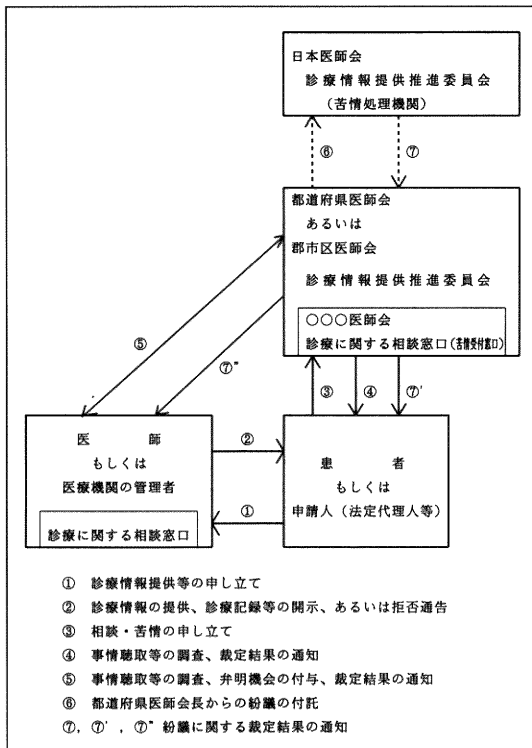


図1 診療情報提供にかかる苦情処理
フローチャート

ひとりぐらしの方を想定している。

3. 開示などを拒否できる場合

- 1) 第三者の利益を害する場合
第三者から聞き取った情報が記載されている場合など。
- 2) 患者本人の心身に著しい悪影響が及ぶ場合
悪性腫瘍の場合など。
- 3) その他、情報提供や開示が不適當な場合
訴訟が予想される場合など。

4. その他の事項

- 1) 診療情報提供に関する費用は実費とする。合理的範囲であればよい。
- 2) 日本医師会は、この「指針」を診療録その他の診療記録等の作成・管理に関する環境の整備、医療をめぐる諸条件の変化に適合して、2年毎にその内容を見直す。

5. 指針の実施に向けて

日本医師会、都道府県医師会が行うこと（診療に関す

る相談窓口、診療情報提供推進委員会の設置など）、各医療機関で行うこと（書式、手順など）を定めている。（「診療情報の提供に関する指針の実施に向けて」1999.11参照）

新潟県医師会での対応について

1. 告知用ポスター、開示申込書、委任状、要約書などの「モデル」を各医療機関に送っている。
2. 総務課に「診療に関する相談窓口」を設置して、相談事項の処理、解決にあたっている。郡市医師会では担当理事が窓口となって連携。
3. 苦情処理機関として県医師会に「診療情報提供推進委員会」が設置され、相談窓口で処理、解決できない事項に対応している。委員会は、県医師会役員2名、弁護士1名、医療を受ける者2名の三者構成となっている。

おわりに

診療情報の提供がスタートして6カ月が経過しているが、県医師会の窓口によせられた件数は、6月末日現在で15件である。このうち、診療情報の提供に関しては僅かに2件のみであり、その他は診療内容などに関してであり、全事例が担当医への連絡などで解決している。「診療情報提供推進委員会」は、発足時に打ち合わせのために開催されただけで、委員会で検討された事例は未だ1件もない。

相談窓口へは、紛争がらみの事例が予想されたが、開けてみると、診療内容に関する相談が大部分であり、この窓口は患者側との情報交換の場として役立っている。

日医の「指針」は、急速な法制化論議の嵐の中で環境整備が不十分なままスタートしてしまった。その後、日医の医事法関係検討委員会から「診療録のあり方について」が答申されているが、環境整備は、これからが正念場である。「指針」のいくつかの問題点については、後の質疑の中で述べてみたい。

参考文献

- 1) 日本医師会：診療情報の提供に関する指針。日本医師会雑誌、第122巻・第2号、付録。1999.4.
- 2) 日本医師会診療情報提供に関するガイドライン検討委員会：「診療情報の提供に関する指針」の実施に向けて。1999.11.
- 3) 倉品克明：診療情報提供の実施に向けて。新潟県医師会報、No 597号。1999.12.

- 4) 倉品克明: 診療情報の開示始まる. 新潟県医師会報, No 598号. 2000. 1.

司会 ありがとうございます。私からお話に追加をさせていただきます。ひとつは、先程（スライドの時に）、先生の申された患者の病状に悪影響を与える場合は、悪影響を与えると「医師が判断した場合」という言葉が入ります。こちら側の判断で開示を拒む事が出来るという形になっています。これには、マスコミは反発していますが、欧米でもこの形は取られていますので、ちょっと追加して申します。次にポスターの問題、これも随分マスコミから批判されています。患者の開示請求権を認める、という言葉がひとつも入っていないじゃないか、という指摘です。日本医師会での議論の中で、開業医の先生が、「私の病院は、患者の開示請求権を認めます」と書いたら、果たしてどれだけ患者さんが理解してくれるか、という疑問が出され、最終的に、「何なりと御相談下さい」という形になった経緯を追加しておきたいと思えます。それから、苦情処理委員会の事ですが、これも、医師会が苦情処理委員会を開催するのでは公平

性を欠くのではないか、という指摘があります。これは、厚生省の委員会では、厚生省は、是非そういう委員会を作るべきだ。世界各国では、だいたいそういう苦情処理委員会が多いとの意見が多かったのであります。ところが、現在の厚生省は、定員法で縛られていますので、自分の予算で、自分の定員で、苦情処理委員会を作る意志が無い、ということになりまして、そこで日本医師会の方で苦情処理委員会を作りましょうという形になった訳であります。この事につきまして、都道府県の医師会から、日本医師会には随分と苦情が来たと言っております。それは厚生省がやるべき、という指摘があったと聞いております。その公平性を保つために、日本医師会、あるいは、都道府県の医師会が、色々の苦心をしている状況はお判りいただけたかと思っております。

それでは、次に開業医の立場から、渡辺悌三先生にお願いします。私の同級生です。開業されて長いんですが、昔から記録に対しては高い関心をお持ちで、自分の診療所の記録は大変よく管理されておられます。この問題について、早くから私と意見交換をしてきた先生です。渡辺先生よろしくお願いします。

2) 診療情報の提供における諸問題

— 開業医の立場から —

新潟県医師会理事 渡 辺 悌 三

Several Problems for Disclosure of the Medical Records
— from View-Point of Medical Clinic —

Teizou WATANABE

Director of Niigata Medical Association

Results of the questionnaires about disclosure of medical records were reported. Most of clinical doctors agreed on disclosure. Some problems concerned for disclosure of medical records were considered. Necessity of improving environment surround the disclosure was emphasized.

Key words: disclosure of medical record, medical record
医療情報提供, 診療録

Reprint requests to: Teizou WATANABE,
Niigata Medical Association
Igakucyho-douri, Niigata City,
951-8581 JAPAN

別刷請求先:
〒951-8581 新潟市医学町通2番町13番地
新潟県医師会理事 渡 辺 悌 三